

さんしん

DISCLOSURE 2025

ディスクロージャー 2025

三島信用金庫の現況～資料編～



三島信用金庫

※本誌に記載の比率および金額は原則として単位未満を切り捨てて表示しています。
そのため、合計・前期末比等が表示数値による算出額と一致しない場合があります。

※本誌に記載の比率および金額は原則として単位未満を切り捨てて表示しています。
そのため、合計・前期末比等が表示数値による算出額と一致しない場合があります。

※2 血争 丹波月天、松山船に18泊而並座公第52米第9候に於ける與介血争に9。

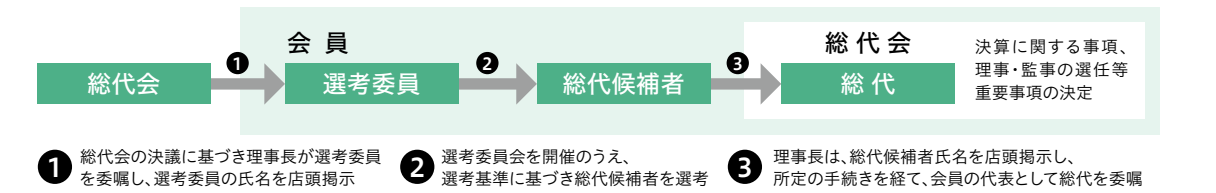
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

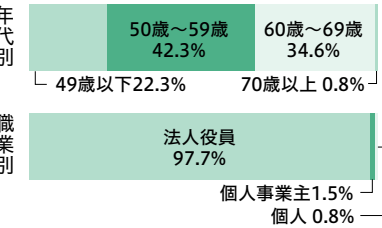
さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、一般会員等の意見調査や総代懇談会の開催、ご意見箱の店頭設置、電話や電子メール、お客さまご意見カード(はがき)等による意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

◎ 総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代の氏名等		(令和7年6月18日現在)									
選任区域	人数	氏名(就任回数) ※氏名の後の丸数字は総代の就任回数です。(敬称略・順不同)									
第1区	三島市	25人	片野彰一② 石川 靖③ 水谷 敦③ 伊東隆昌③	斉藤昌彦② 飯島 映② 青鹿実穂①	鈴木啓之② 小野大和① 梶山康行②	村上 篤② 遠藤雄一郎② 諏訪部行生②	河田亮一① 杉澤克久② 前田智子①	亀谷泰一① 堀江博子② 大嶽龍太郎③	石渡清和② 稲村大樹② 伊山秀昇③	川名正洋② 宮澤俊二② 金子 玲③	
第2区	沼津市 富士市	29人	眞島一浩⑥ 植松秀充③ 杉本昌之③ 森田 晃①	加藤秀敏③ 成田八起② 佐野敏幸② 白旗良亮①	三好勝晴③ 柏木雅博③ 辻 幸恵② 市川里美③	五十嵐崇光② 佐藤宗徳② 藤原卓也② 一杉美賀子③	小池哲生② 稲生 康① 影山三典① 笹原謙治③	工藤政則② 羽切由紀子① 森田 茂③	内野 聡① 米野博英② 高島弘光②	古屋英将① 石貝隆幸① 石川直明①	
第3区	駿東郡・裾野市 御殿場市	18人	河西拓真② 白砂伸之① 相川 毅③	桑崎雅人② 橋本大輔① 池谷 隆①	青木一平② 渡邊 豊①	椋山真光② 赤沼道也③	前田義之② 中川好大③	大野哲廣① 岡田美津男①	網島富士正① 伊倉義久①	大貫隆弘③ 芹澤菜緒子①	
第4区	田方郡 伊豆市 伊豆の国市	24人	飯田康弘② 勝呂克彦② 米山弘之①	遠藤 聡② 渡邊敦子① 古郡正敏③	原啓之輔① 多田一政① 須寄聖一③	小森敬太① 竹村和孝① 三田宏一③	佐藤 正② 齊藤 恵① 渡邊正美③	土屋洋美② 長澤 大② 木下 愛③	土屋雄三① 川口英昭③ 高野 誠③	下山 明② 望月隆一③ 佐藤俊夫②	
第5区	伊東市 熱海市 神奈川県足柄下郡	22人	上村昌延⑥ 渡辺淳司① 堀口正敏①	前田雅俊② 沼田敏史③ 田邊ルナ①	朝日貴造② 藤間崇史① 市川秀人③	古澤喜晴② 細田泰秀① 太田敦也①	菊間治代② 川口信之⑥ 秋山佳輝③	森 典世① 稲葉雅之③ 芹澤有紀③	宇賀村正人② 海野祐一②	川口 健② 萩原正行②	
第6区	下田市・賀茂郡 その他	12人	木村安仁③ 永谷和之①	国本正徳② 岡部勇氣①	一瀬英樹② 白井満美③	廣瀬重幸③ 斉藤昭一①	土屋恵子①	長田芳郎②	渡邊一彦③	渡邊芳紀②	

総代の属性別構成比 ※業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限る。(令和7年6月18日現在)



業種別	構成比	業種別	構成比
製造業	24.6%	不動産業	6.2%
農業、林業	0.8%	学術研究、専門・技術サービス業	3.8%
漁業	0.8%	宿泊業	7.7%
建設業	22.3%	飲食業	0.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	生活関連サービス業、娯楽業	1.5%
情報通信業	0.8%	教育、学習支援業	0.8%
運輸業、郵便業	3.8%	医療、福祉	2.3%
卸売業、小売業	21.5%	その他のサービス	2.3%

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、120人以上160人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を三島信用金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- 総代会の決議により会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代選考基準

総代選考にあたっては次の基準をもって行う。

(1) 人物等

- ① 三島信用金庫の会員であること
- ② 地域における信望厚く、総代として相応しい見識を有していること
- ③ 金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること
- ④ 人格にすぐれ、金庫経営ならびに業績発展に積極的に協力をしてくれる人

(2) 再任の制限

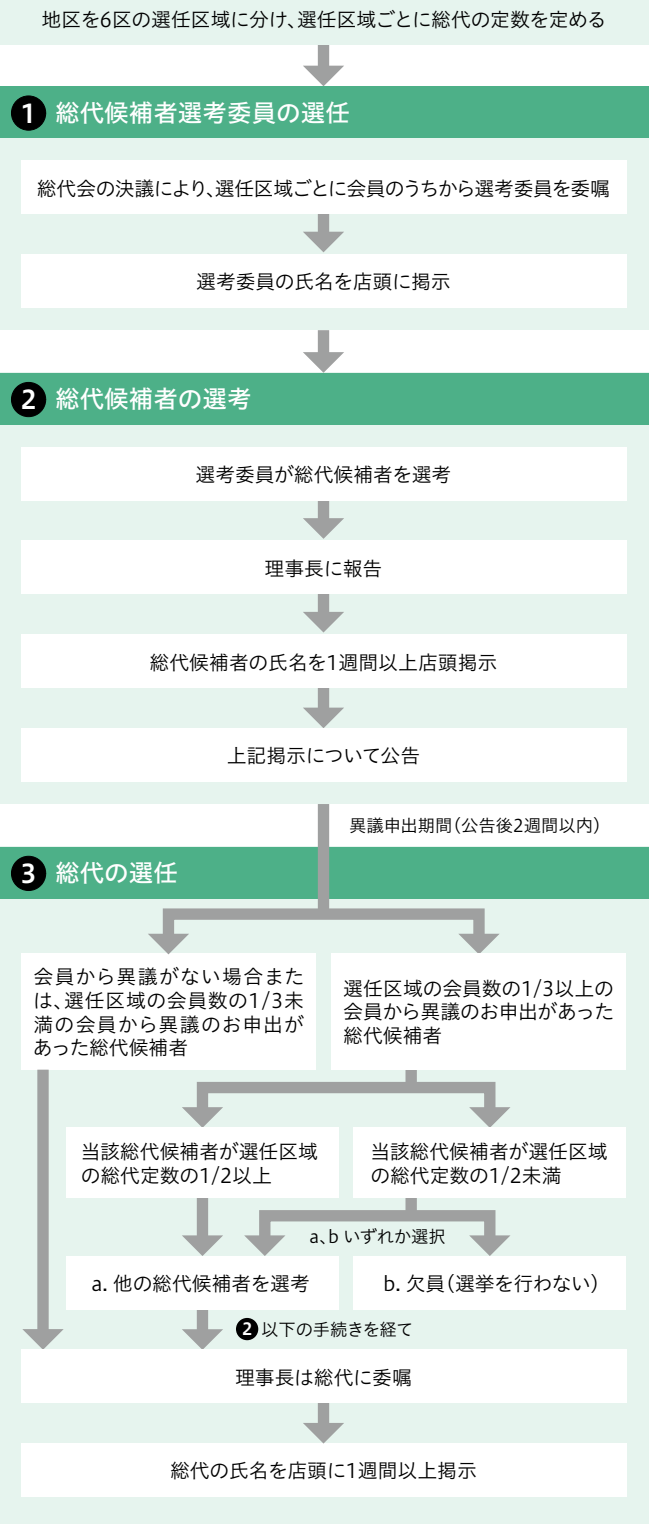
総代は連続して3期を超えて再任しない。また、次の事項に該当する場合は、原則として再任は行わない。

- ① 通常総代会の出席率が著しく低い者(任期3回の通常総代会で2回以上欠席した者。なお、委任状による出席は、この場合欠席とみなす)
- ② 市町長、県議会議員以上の立候補者
- ③ 当金庫との取引が不振または解消された場合
- ④ 総代として相応しくない行為があった場合

(3) 辞任

本人より辞任のお申出があった場合は、金庫が受理したときをもって退任とする。
※平成25年4月1日に新たに就任した総代より、本基準を適用する。
※平成25年3月31日以前に就任した総代の在任は、総代選考年の3月31日現在の年齢満65歳をもって終了するものとし、任期の途中で、年齢が満65歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとする。

■総代が選任されるまでの手続き



第115期

通常総代会の決議事項

第115期通常総代会において、次の事項が報告ならびに決議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

■報告事項

- ① 第115期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告について
- ② 一般会員等の意見に基づいて実施した事項について

■決議事項

〈第1号議案〉剰余金処分案承認の件
〈第2号議案〉定款一部変更の件
〈第3号議案〉会員除名の件
〈第4号議案〉任期満了に伴う理事選任の件
〈第5号議案〉監事選任の件
〈第6号議案〉退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

お客さま保護方針

お客さまに安心感・満足感をもってお取引いただくために、全役職員が適切な事業活動を行うための基本となる共通の行動ルールとして制定しています。

お客さま保護に関する諸方針

- ◎顧客保護等管理方針(概要)
- 当金庫は顧客保護等管理体制の整備確立により、顧客の保護および利便の向上により業務の健全性および適切性を図ります。
- ❶顧客とは
- ここでいう顧客とは、当金庫の業務サービスを利用する顧客だけではなく、これからサービスの利用者となろうとするものも含む全ての顧客のことをさします。
- ❷顧客説明管理について
- 顧客に対する全ての取引や商品について、その理解度や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ❸顧客サポート等管理について
- 顧客からの相談や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、顧客の理解と信頼を得られるよう努めるとともに、顧客の正当な利益が保護されるように努めます。
- ❹顧客情報管理について
- 当金庫は、顧客の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや顧客の同意を得ることなく外部への提供は行いません。また、顧客の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報の不正アクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じます。
- ❺外部委託管理について
- 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、顧客情報の管理や顧客への対応が適切に行われるよう努めます。
- ❻利益相反管理について
- 当金庫は、当金庫と顧客の間、ならびに当金庫の顧客相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等に従い、顧客の利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行します。
- ❼その他の業務管理について
- 顧客保護や利便の向上のために必要であると判断される業務については、この方針に基づき対応いたします。

- ◎金融ADR制度への対応
- 苦情処理措置
- 当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。
- 苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は本誌19ページご参照)またはお客さま相談窓口(電話:0120-775-501)で受け付けています。
- 紛争解決措置
- 当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、静岡県弁護士会(電話:055-931-1848)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
- なお、前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便した東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さま相談窓口」にお尋ねください。

- ◎利益相反管理方針(概要)
- 当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。
- ❶当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- ❷当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
- (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
- (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ❸当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ❹当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- ❺当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

- ◎反社会的勢力に対する基本方針
- 当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。
- ❶当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ❷当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ❸当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ❹当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ❺当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

◎個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。))の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

プライバシーポリシー
詳しくはこちら▶



個人情報等に関する
ご相談窓口

三島信用金庫 お客さま相談窓口
フリーダイヤル ☎0120-775-501 住所／〒411-8651 駿東郡長泉町下土狩96-3
さんしんホームページ内お問い合わせフォーム

預金商品

○総合口座	○普通預金	○無利息型普通預金(決済用預金)	○さんしん後見支援預金
○家族信託預金	○貯蓄預金「サンクス」	○通知預金	○納税準備預金「タックス」
○当座預金	○定期預金	○定期積金	○財形貯蓄預金
○積立定期預金「 α (アルファ)」			

等

融資商品

個人のお客さま向け			
○住宅ローン	○リフォームローン	○カーローン	
○教育ローン	○フリーローン	○カードローン	

等

事業者さま向け			
○割引手形	○手形貸付	○証書貸付	○当座貸越
○事業者カードローン	○各種制度融資	○代理貸付	

等

各種保険

○終身保険	○個人年金保険	○定期保険	○がん保険
○医療保険	○火災保険	○債務返済支援保険	○業務災害補償保険

等

国債・投資信託

○国債の窓口販売	○投資信託の窓口販売
----------	------------

等

インターネットバンキングサービス

○WEBバンキング	○WEB－FB	○投信インターネットサービス	○でんさいサービス
-----------	---------	----------------	-----------

等

相談サービス

○年金相談	○税務相談	○法律相談
-------	-------	-------

等

その他のサービス等

○スマートフォンアプリ	○貸金庫	○夜間金庫	○相続の「預貯金」解約サポート
-------------	------	-------	-----------------

等

手数料

手数料は、当金庫のウェブサイトよりご確認ください。
https://www.mishima-shinkin.co.jp/commission_summary.html



財務諸表

◎貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

	第114期 2024年3月31日現在	第115期 2025年3月31日現在
現金	11,024	9,303
預け金	183,703	183,260
買入金銭債権	5,561	3,933
有価証券	436,649	428,302
国債	69,054	63,463
地方債	153,937	150,461
社債	102,113	109,718
株式	7,481	7,096
その他の証券	104,063	97,562
貸出金	470,667	481,955
割引手形	1,599	850
手形貸付	4,109	4,800
証書貸付	432,052	442,448
当座貸越	32,905	33,856
外国為替	377	280
外国他店預け	377	280
その他資産	7,874	7,927
未決済為替貸	352	186
信金中金出資金	5,277	5,277
前払費用	22	59
未収収益	1,005	1,040
その他の資産	1,217	1,363
有形固定資産	7,076	6,886
建物	3,685	3,620
土地	2,343	2,322
建設仮勘定	55	31
その他の有形固定資産	992	913
無形固定資産	328	315
ソフトウェア	292	287
その他の無形固定資産	36	27
前払年金費用	1,472	1,596
繰延税金資産	1,052	5,227
債務保証見返	2,161	1,715
貸倒引当金	△ 6,045	△ 6,662
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,133)	(△ 5,000)
資産の部合計	1,121,906	1,124,041

◎貸借対照表(負債の部)

(単位:百万円)

	第114期 2024年3月31日現在	第115期 2025年3月31日現在
預金積金	1,011,001	1,022,927
当座預金	20,319	18,739
普通預金	535,038	536,023
貯蓄預金	55,514	51,921
通知預金	176	314
定期預金	359,584	378,138
定期積金	31,936	27,086
その他の預金	8,431	10,703
借入金	12,700	12,700
借入金	12,700	12,700
その他負債	1,857	1,747
未決済為替借	694	370
未払費用	472	697
給付補填備金	19	15
未払法人税等	377	180
前受収益	110	135
払戻未済金	27	27
払戻未済持分	5	4
資産除去債務	21	40
その他の負債	127	275
賞与引当金	400	398
役員賞与引当金	7	15
役員退職慰労引当金	186	129
睡眠預金払戻損失引当金	5	4
偶発損失引当金	160	170
債務保証	2,161	1,715
負債の部合計	1,028,479	1,039,808

◎貸借対照表(純資産の部)

(単位:百万円)

出資金	970	942
普通出資金	970	942
利益剰余金	94,240	95,589
利益準備金	998	970
その他利益剰余金	93,241	94,618
特別積立金	90,324	92,124
(経営基盤強化積立金)	(15,074)	(15,674)
(大災害復旧対策積立金)	(2,500)	(2,500)
当期末処分剰余金	2,917	2,493
処分未済持分	△ 17	△ 11
会員勘定合計	95,193	96,521
その他有価証券評価差額金	△1,767	△12,287
評価・換算差額等合計	△1,767	△12,287
純資産の部合計	93,426	84,233
負債及び純資産の部合計	1,121,906	1,124,041

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(3年～5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- また、将来のリスクに備える引当金として、当金庫の地域特性や外部環境、融資ポートフォリオ等の分析結果に基づいて、今後債務者区分等の引下げリスクに晒される「要注意先」の特定のポートフォリオに対して追加的に必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準を行っております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)	
	0.7597%
③ 補足説明	
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金144百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金として、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。	
偶発損失引当金は、信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	
役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金・代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。	
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。	
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によるおります。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続	
投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。	
重要な会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。	
貸倒引当金	6,662百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。	
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、業績改善に向けた事業計画の妥当性や、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。	
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	50百万円
子会社等の株式又は出資金の総額	793百万円
子会社等に対する金銭債務総額	372百万円
有形固定資産の減価償却累計額	11,635百万円
信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,398百万円
危険債権額	22,630百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,420百万円
合計額	26,449百万円

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、850百万円であります。
- 為替決済取引及び歳入代理店契約に基づく担保等として、有価証券17,564百万円、預け金20,000百万円、その他資産(保証金)64百万円を差し入れております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は110百万円をであります。
- 出資1口当たりの純資産額9,040円04銭
- 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、「貸出規程」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部・リスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会・常務会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクについては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当金庫はALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関しては、「市場リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会・常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理をしております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会・常務会の監督の下、「余資運用規程」に従い行われております。このうち、証券国際部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- (iv)デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、証券国際部における事前審査及び「余資運用規程」により取引の制限を定めるとともに、リスク量等を月次ペースでALM委員会に報告しております。
- (v)市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、「金融資産」のうち「貸出金」、「有価証券」及び「預け金」、「金融負債」のうち「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しており、当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しております。また、私募リート、非上場株式等時価のない有価証券については、VaRによる計測が困難なため、簿価の15%をリスク量として計測しており、令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で15,619百万円となります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
27. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
(1) 預け金	183,260	184,332	1,072	
(2) 有価証券	427,236	426,463	△772	
満期保有目的の債券	23,905	23,133	△772	
その他有価証券	403,330	403,330	－	
(3) 貸出金	481,955	－	－	
貸倒引当金 ^(※)	6,648	－	－	
	475,307	474,082	△1,225	
金融資産計	1,085,803	1,084,877	△925	
(1) 預金積金	1,022,927	1,023,448	△521	
金融負債計	1,022,927	1,023,448	△521	

(※)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

財務諸表

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA,Swap)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
(2) 有価証券
株式、上場不動産投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28. から30. に記載しております。
(3) 貸出金
割引手形、手形貸付、当座貸越については、帳簿価額を時価としております。
証書貸付のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA,Swap)で割り引いた現在価値を算定しております。
また、貸出金のうち、延滞している債権、及び債務者区分が破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等将来キャッシュフローの算出が困難な債権については、帳簿価額を時価としております。
上記の方法により時価額を算出した後、貸出金にかかる一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
金融負債
(1) 預金横金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	80
信金中央金庫出資金(※1)	5,277
組合出資金(※2)	986
合計	6,343

(※1) 非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	110,060	53,700	19,500	-
有価証券	33,255	94,246	172,636	82,237
満期保有目的の債券	1,878	20,483	1,548	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	31,377	73,763	171,088	82,237
貸出金(※)	60,396	140,446	104,007	141,812
合計	203,711	288,392	296,143	224,049

(※) 貸出金のうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金横金(※)	788,042	145,386	8,676	452
合計	788,042	145,386	8,676	452

(※) 預金横金のうち要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	163	163	0
	社債	200	200	0
	小計	363	363	0
	地方債	2,336	2,271	△64
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	17,206	16,608	△598
	外国証券	4,000	3,890	△109
	小計	23,542	22,770	△772
	合計	23,905	23,133	△772

その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,676	3,067	3,608
	債券	6,567	6,534	33
	国債	1,000	999	0
	地方債	4,000	3,999	0
	社債	1,567	1,534	33
	その他	41,620	37,910	3,710
	投資信託	34,702	31,124	3,577
	外国証券	6,918	6,785	132
	小計	54,864	47,512	7,352
	株式	340	374	△34
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	297,169	316,909	△19,740
	国債	62,463	71,907	△9,443
	地方債	143,962	150,735	△6,773
	社債	90,743	94,266	△3,523
	その他	50,955	55,937	△4,982
	投資信託	4,119	4,625	△506
	外国証券	46,404	50,857	△4,453
	その他の証券	431	453	△21
	小計	348,465	373,221	△24,756
	合計	403,330	420,733	△17,403

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
30. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	444	312	-
社債	511	2	△87
その他	2,624	648	△22
投資信託	2,150	459	△22
外国証券	474	189	-
合計	3,579	963	△109

31. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は80. 8 2 1 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが16. 9 3 7 百万円あります。
上記の未実行残高には総合口座取引の未実行残高16. 1 7 8 百万円が含まれております。
32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1, 4 2 3 百万円
有価証券償却	3 4 3 百万円
その他有価証券評価差額金	5, 1 1 5 百万円
その他	6 4 7 百万円
繰延税金資産小計	7, 5 3 0 百万円
評価性引当額	△1, 8 5 8 百万円
繰延税金資産合計	5, 6 7 5 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	4 4 8 百万円
繰延税金負債合計	4 4 8 百万円
繰延税金資産の純額	5, 2 2 7 百万円

(追加情報)
法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27. 3 7 %から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28. 0 8 %となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は137百万円増加し、その他有価証券評価差額金は129百万円減少し、法人税等調整額は7百万円減少しております。

33. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。
顧客との契約から生じた債権25百万円

◎損益計算書

	第114期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第115期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
経常収益	13,809,436	14,586,976
資金運用収益	11,361,101	12,167,807
貸出金利息	6,267,301	6,736,543
預け金利息	309,392	611,829
コールローン利息	2,628	28,816
有価証券利息配当金	4,138,364	4,450,229
その他の受入利息	643,413	340,388
役務取引等収益	1,281,665	1,331,727
受入為替手数料	520,723	519,809
その他の役務収益	760,941	811,918
その他業務収益	621,044	623,802
外国為替売買益	12,130	856
国債等債券売却益	534,710	503,248
その他の業務収益	74,203	119,698
その他経常収益	545,625	463,639
株式等売却益	536,611	460,811
その他の経常収益	9,014	2,827
経常費用	11,195,374	12,757,316
資金調達費用	142,496	807,855
預金利息	127,433	793,953
給付補填備金繰入額	15,063	13,901
役務取引等費用	968,053	983,829
支払為替手数料	135,284	144,286
その他の役務費用	832,768	839,542
その他業務費用	668,431	735,984
国債等債券売却損	17,994	109,409
国債等債券償還損	492,320	620,167
国債等債券償却	157,620	-
その他の業務費用	496	6,407
経費	9,149,025	9,180,322
人件費	5,780,775	5,685,562
物件費	3,028,799	3,183,581
税金	339,449	311,178
その他経常費用	267,368	1,049,324
貸倒引当金繰入額	99,044	740,724
株式等売却損	6,204	175,438
株式等償却	4,290	-
その他資産償却	547	542
その他の経常費用	157,281	132,618
経常利益	2,614,062	1,829,660
特別損失	43,294	33,632
固定資産処分損	23,601	33,632
減損損失	19,693	-
税引前当期純利益	2,570,768	1,796,028
法人税、住民税及び事業税	761,984	494,053
法人税等調整額	△ 63,794	△ 75,751
法人税等合計	698,189	418,301
当期純利益	1,872,578	1,377,726
繰越金(当期首残高)	1,044,470	1,116,134
当期末処分剰余金	2,917,048	2,493,860

(損益計算書の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引状況は次のとおりであります。
収益総額 15,000千円
費用総額 281,074千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 146円04銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,326,822千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

◎剰余金処分計算書

	第114期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第115期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
当期末処分剰余金	2,917,048,331	2,493,860,739
積立金取崩額	27,632,200	27,792,300
利益準備金限度超過取崩額	27,632,200	27,792,300
剰余金処分額	1,828,546,356	1,427,850,040
普通出資に対する配当金	(年3%)28,546,356	(年3%)27,850,040
特別積立金	1,800,000,000	1,400,000,000
(うち経営基盤強化積立金)	(600,000,000)	(-)
繰越金(当期末残高)	1,116,134,175	1,093,802,999

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2025年6月19日

三島信用金庫 理事長

高嶋正芳

◎監査法人による監査

当金庫の2025年3月期の計算書類及びその付属明細書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、E Y新日本有限責任監査法人の監査を受けており、2025年5月23日付の監査報告書を受領しております。

直近5事業年度における主要な事業の状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益 (千円)	13,134,326	12,614,737	12,549,060	13,809,436	14,586,976
経常利益 (千円)	1,565,563	1,349,239	2,031,496	2,614,062	1,829,660
当期純利益 (千円)	1,464,659	859,439	1,443,610	1,872,578	1,377,726
出資総額 (百万円)	1,054	1,022	998	970	942
出資総口数 (千口)	10,545	10,228	9,983	9,707	9,429
純資産額 (百万円)	96,672	93,977	91,182	93,426	84,233
総資産額 (百万円)	1,092,705	1,139,951	1,126,126	1,121,906	1,124,041
預金積金残高 (百万円)	936,199	988,052	1,017,328	1,011,001	1,022,927
貸出金残高 (百万円)	467,204	467,307	472,253	470,667	481,955
有価証券残高 (百万円)	403,653	414,176	424,033	436,649	428,302
単体自己資本比率 (%)	20.94	20.58	19.86	19.88	20.65
出資配当金 (千円)	31,077	30,150	29,308	28,546	27,850
出資に対する配当金 (円) (出資1口当たり)	3	3	3	3	3
会員数	(人)	54,859	53,950	53,001	52,000
	個 人	47,264	46,394	45,436	44,442
	法 人	7,595	7,556	7,565	7,558
役員数	(人)	14	13	13	13
	うち常勤役員数	10	9	8	8
職員数 (人)	691	691	702	702	691

経営指標

◎業務粗利益

	2023年度	2024年度
資金運用収支	11,218,604	11,359,952
資金運用収益	11,361,101	12,167,807
資金調達費用	142,496	807,855
役務取引等収支	313,612	347,897
役務取引等収益	1,281,665	1,331,727
役務取引等費用	968,053	983,829
その他の業務収支	△ 47,386	△ 112,181
その他業務収益	621,044	623,802
その他業務費用	668,431	735,984
業務粗利益	11,484,830	11,595,668
業務粗利益率	1.03%	1.04%

(注)1. 役務取引等収益(費用)とは、サービスの提供に伴って発生する手数料収益(費用)のことです。
2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎業務純益

	2023年度	2024年度
業務純益	2,282,010	2,630,911
実質業務純益	2,396,113	2,382,167
コア業務純益	2,529,337	2,608,496
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	2,529,337	2,572,184

(注)1. 業務純益 = 業務粗利益 - 一般貸倒引当金繰入額 - 経費(除く臨時的経費)
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
又は、実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時的経費)
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎利益率

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.23	0.16
総資産当期純利益率	0.16	0.12

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

◎預貸率

	2023年度	2024年度
期末預貸率	46.55	47.11
期中平均預貸率	45.67	46.38

(注)1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎利鞘

	2023年度	2024年度
資金運用利回 (A)	1.02	1.09
資金調達原価率 (B)	0.89	0.97
総資金利鞘 (A)-(B)	0.13	0.12

◎預証率

	2023年度	2024年度
期末預証率	43.18	41.87
期中平均預証率	42.86	43.77

(注)1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎資金運用収支の内訳

(単位・平均残高:百万円、利息:千円、利回り:%)						
	平均残高		利 息		利回り	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	1,110,015	1,112,244	11,361,101	12,167,807	1.02	1.09
うち 貸出金	465,042	472,823	6,267,301	6,736,543	1.34	1.42
うち 預け金	198,284	176,103	309,392	611,829	0.15	0.34
うち コールローン	59	6,884	2,628	28,816	4.39	0.41
うち 有価証券	436,491	446,200	4,138,364	4,450,229	0.94	0.99
資金調達勘定	1,031,053	1,032,093	142,496	807,855	0.01	0.07
うち 預金積金	1,018,205	1,019,393	142,496	807,855	0.01	0.07
うち 借入金	12,847	12,700	-	-	0.00	0.00

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (2023年度1,547百万円、2024年度1,507百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎受取・支払利息の増減

(単位:千円)						
	残高による増減		利率による増減		純増減	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
受取利息	11,655	197,115	610,478	609,590	622,134	806,706
うち 貸出金	6,840	106,249	486,523	362,992	493,364	469,242
うち 預け金	△15,665	△ 34,680	166,393	337,117	150,727	302,436
うち コールローン	1,155	28,568	448	△2,381	1,603	26,187
うち 有価証券	66,456	93,832	187,482	218,031	253,938	311,864
支払利息	2,736	165	9,465	665,193	12,202	665,358
うち 預金積金	2,736	165	9,465	665,193	12,202	665,358
うち 借入金	-	-	-	-	-	-

(注)1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎経費の内訳

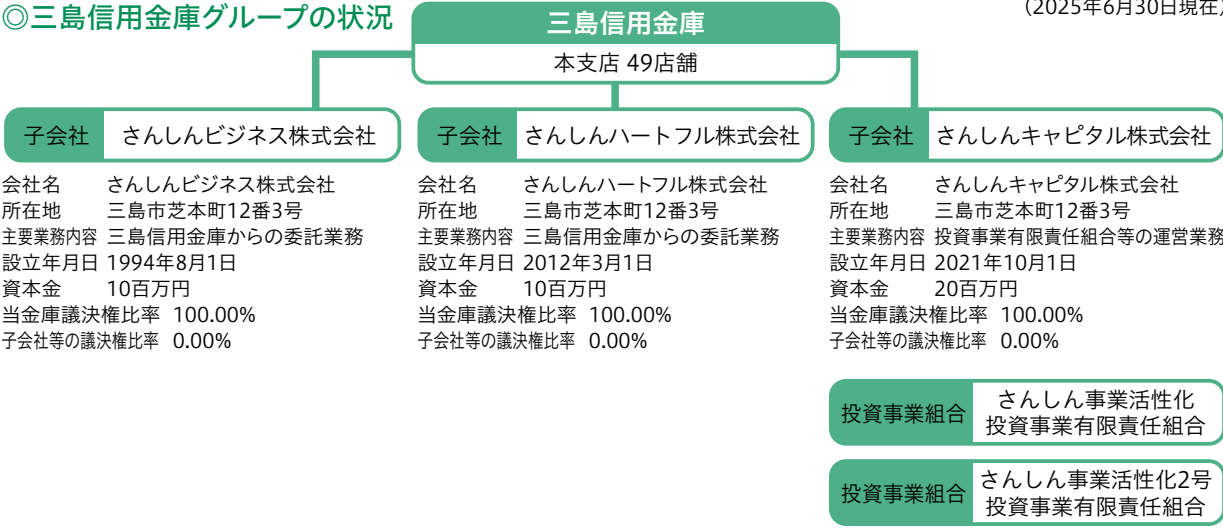
	2023年度	2024年度
人件費	5,780,775	5,685,562
物件費	3,028,799	3,183,581
事務費	1,451,752	1,566,497
固定資産費	624,891	602,509
事業費	139,590	165,981
人事厚生費	75,879	73,122
預金保険料	145,882	148,693
有形固定資産償却	509,564	528,966
無形固定資産償却	81,238	97,811
税金	339,449	311,178
合計	9,149,025	9,180,322

連結情報

◎三島信用金庫グループの主要な事業の内容

三島信用金庫グループは、当金庫及び子会社である「さんしんビジネス株式会社」、「さんしんハートフル株式会社」及び「さんしんキャピタル株式会社」の3社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。また、子会社とともに連結し当金庫の業務を補完している投資事業組合が2つあります。

◎三島信用金庫グループの状況



◎重要性の原則の適用について

当金庫では、子会社が当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

役職員の報酬体系

◎役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 支払時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額(単位:百万円)
対象役員に対する報酬等	179

- 注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」148百万円、「賞与」6百万円、「退職慰労金」24百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権は26,449百万円となりました。このうち、担保・優良保証等及び貸倒れに備えた引当金により23,646百万円が保全されており、保全率は89.40%となりました。信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の総与信に占める割合は5.46%となっております。

●信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	2,488	2,488	1,411	1,076	100.00%	100.00%
	2024年度	2,398	2,398	1,724	674	100.00%	100.00%
危険債権	2023年度	20,705	18,858	15,801	3,057	91.08%	62.34%
	2024年度	22,630	20,622	16,296	4,326	91.12%	68.30%
要管理債権	2023年度	1,293	574	453	120	44.37%	14.35%
	2024年度	1,420	626	518	107	44.07%	11.92%
三月以上延滞債権	2023年度	5	5	5	—	100.00%	100.00%
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	1,287	568	447	120	44.11%	14.35%
	2024年度	1,420	626	518	107	44.07%	11.92%
小計 (A)	2023年度	24,487	21,921	17,666	4,254	89.51%	62.37%
	2024年度	26,449	23,646	18,539	5,107	89.40%	64.57%
正常債権 (B)	2023年度	448,686					
	2024年度	457,565					
総与信残高 (A)+(B)	2023年度	473,174					
	2024年度	484,014					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る)です。

預金業務

◎預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:平均残高:百万円、構成比:%)

	平均残高		構成比	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
流動性預金	614,964	609,629	60.39	59.80
当座預金	19,554	17,951	1.92	1.76
普通預金	527,644	530,714	51.82	52.06
貯蓄預金	55,624	54,014	5.46	5.29
通知預金	325	249	0.03	0.02
別段預金	11,607	6,539	1.13	0.64
納税準備預金	209	160	0.02	0.01
定期性預金	402,836	409,487	39.56	40.16
定期預金	369,180	379,854	36.25	37.26
定期積金	33,655	29,633	3.30	2.90
その他	405	276	0.03	0.02
小計	1,018,205	1,019,393	100.00	100.00
譲渡性預金	－	－	－	－
合計	1,018,205	1,019,393	100.00	100.00

(注)1. その他は、外貨預金です。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎預金者別預金残高

(単位:残高:百万円、構成比:%)

	残 高		構成比	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
個人	766,258	764,080	75.79	74.69
一般法人	161,862	170,640	16.01	16.68
金融機関	341	356	0.03	0.03
公金	82,538	87,850	8.16	8.58
合計	1,011,001	1,022,927	100.00	100.00

◎定期預金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
定期預金	359,584	378,138
固定金利定期預金	359,578	378,132
変動金利定期預金	5	5
その他	－	－

(注)1. 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金。
2. 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金。

その他業務

◎内国為替取扱実績

(単位:億円)

	2023年度	2024年度
代金取立	3	2
仕向為替	0	1
被仕向為替	2	1
送金・振込	13,969	14,474
仕向為替	6,754	7,039
被仕向為替	7,214	7,434

貸出業務

◎貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
割引手形	1,484	1,178
手形貸付	4,147	4,352
証書貸付	428,238	434,565
当座貸越	31,172	32,727
合計	465,042	472,823

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎貸出金業種別内訳

(単位:先数:先、残高:百万円、構成比:%)

	先 数		残 高		構成比	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	788	777	36,580	36,748	7.77	7.62
農業、林業	65	63	1,166	1,174	0.24	0.24
漁業	21	20	273	375	0.05	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	24	12	0.00	0.00
建設業	1,627	1,649	35,140	35,873	7.46	7.44
電気・ガス・熱供給・水道業	40	34	1,348	1,285	0.28	0.26
情報通信業	46	43	1,190	1,200	0.25	0.24
運輸業、郵便業	135	131	11,447	11,314	2.43	2.34
卸売業、小売業	1,092	1,103	31,326	31,264	6.65	6.48
金融業、保険業	50	49	30,353	30,719	6.44	6.37
不動産業	954	946	56,993	62,295	12.10	12.92
物品賃貸業	18	15	614	775	0.13	0.16
学術研究、専門・技術サービス業	368	392	6,613	6,458	1.40	1.33
宿泊業	201	203	18,543	18,269	3.93	3.79
飲食業	566	571	9,285	8,749	1.97	1.81
生活関連サービス業、娯楽業	342	362	5,137	5,163	1.09	1.07
教育、学習支援業	21	19	1,886	2,013	0.40	0.41
医療、福祉	308	309	14,469	13,808	3.07	2.86
その他のサービス	322	323	6,494	6,526	1.37	1.35
小計	6,965	7,010	268,889	274,029	57.12	56.85
地方公共団体	22	22	29,706	34,574	6.31	7.17
個人(住宅・消費・納税資金等)	18,235	18,066	172,070	173,351	36.55	35.96
合計	25,222	25,098	470,667	481,955	100.00	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎貸出金使途別残高

(単位:残高:百万円、構成比:%)

	残 高		構成比	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
設備資金	271,513	278,774	57.68	57.84
運転資金	199,153	203,181	42.31	42.15
合計	470,667	481,955	100.00	100.00

◎貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	470,667	481,955
固定金利	156,159	161,523
変動金利	314,507	320,432

◎消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
消費者ローン	16,906	17,472
住宅ローン	154,042	155,425

有価証券

◎商品有価証券平均残高 該当はありません。

◎有価証券の残存期間別残高

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合 計
国債	2023年度	11,044	6,022	－	－	4,951	47,036	－	69,054
	2024年度	5,994	－	－	－	15,767	41,701	－	63,463
地方債	2023年度	23,651	25,439	24,735	16,260	63,850	－	－	153,937
	2024年度	17,517	20,224	16,341	25,088	71,288	－	－	150,461
社債	2023年度	10,811	18,492	10,974	17,904	25,185	16,172	2,571	102,113
	2024年度	6,993	18,419	26,554	16,751	24,655	13,776	2,566	109,718
株式	2023年度	－	－	－	－	－	－	7,481	7,481
	2024年度	－	－	－	－	－	－	7,096	7,096
外国証券	2023年度	1,099	4,605	6,762	4,021	7,150	13,379	23,053	60,073
	2024年度	2,699	3,855	6,601	3,270	5,893	12,144	22,857	57,322
その他の 証券	2023年度	－	32	730	51	16	－	43,160	43,990
	2024年度	－	67	541	47	192	137	39,254	40,240

◎有価証券の種類別の平均残高

		(単位:百万円)	
		2023年度	2024年度
国債		74,679	74,609
地方債		149,294	155,679
短期社債		－	1,318
社債		104,207	109,490
株式		3,434	3,425
外国証券		62,840	61,594
その他の証券		42,035	40,082
合計		436,491	446,200

◎貸出金の担保別内訳

		(単位:百万円)	
		2023年度	2024年度
当金庫預金積金		766	730
有価証券		－	－
動産		666	572
不動産		100,665	101,227
その他		－	－
小計		102,098	102,530
信用保証協会・信用保険		107,028	104,984
保証		95,994	95,946
信用		165,546	178,494
合計		470,667	481,955

◎債務保証見返の担保別内訳

		(単位:百万円)	
		2023年度	2024年度
当金庫預金積金		20	1
不動産		1,085	893
小計		1,105	894
信用保証協会・信用保険		24	11
保証		－	－
信用		1,030	809
合計		2,161	1,715

◎貸倒引当金内訳(一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用		その他		2023年度	2024年度
					2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
一般貸倒引当金	1,797	1,911	1,911	1,662	－	－	1,797	1,911	1,911	1,662
個別貸倒引当金	4,428	4,133	4,133	5,000	279	123	4,149	4,010	4,133	5,000
合計	6,225	6,045	6,045	6,662	279	123	5,946	5,921	6,045	6,662

◎貸出金償却

		(単位:千円)	
		2023年度	2024年度
貸出金償却		－	－

◎代理貸付残高の内訳

		(単位:百万円)	
		2023年度	2024年度
信金中央金庫		1,317	1,021
(株)日本政策金融公庫		－	－
(独)住宅金融支援機構		922	745
(独)福祉医療機構		12	47
(独)中小企業基盤整備機構		105	148
(株)商工組合中央金庫		－	－
合計		2,356	1,962

◎「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	1,994件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	43.91%
保証契約を解除した件数	203件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	7件

経営改善支援の取組実績 (2024年4月～2025年3月)

(単位:先数)						(単位:%)		
	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先数 α	αのうち 期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち 期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	αのうち 再生計画を 策定している 全ての先数 δ	経営改善支援 取組率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先①	6,046	203		182	203	3.4 %		100.0%
要 注 意 先								
うちその他要注意先②	1,686	468	23	411	468	27.8 %	4.9 %	100.0%
うちその他要管理先③	33	15	8	5	15	45.5 %	53.3 %	100.0%
破綻懸念先④	522	266	6	249	266	51.0 %	2.3 %	100.0%
実質破綻先⑤	106	36	2	32	36	34.0 %	5.6 %	100.0%
破綻先⑥	2	1	0	1	1	50.0 %	0.0 %	100.0%
小計(②～⑥の計)	2,349	786	39	698	786	33.5 %	5.0 %	100.0%
合計	8,395	989	39	880	989	11.8 %	3.9 %	100.0%

時価情報

◎有価証券の時価情報

● 売買目的有価証券 該当はありません。

● 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額		時 価		差 額	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	563	163	564	163	1	0
	社債	2,300	200	2,303	200	3	0
	外国証券	400	－	400	－	0	－
	小計	3,263	363	3,268	363	5	0
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	2,644	2,336	2,615	2,271	△ 28	△ 64
	社債	17,705	17,206	17,390	16,608	△ 314	△ 598
	外国証券	4,200	4,000	4,116	3,890	△ 83	△ 109
	小計	24,549	23,542	24,122	22,770	△ 427	△ 772
合計		27,812	23,905	27,390	23,133	△ 422	△ 772

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

● その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額		取得原価		差 額	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	7,213	6,676	3,086	3,067	4,126	3,608
	債券	101,034	6,567	100,540	6,534	494	33
	国債	25,710	1,000	25,492	999	217	0
	地方債	54,300	4,000	54,111	3,999	189	0
	社債	21,024	1,567	20,935	1,534	88	33
	その他	46,497	41,620	42,292	37,910	4,204	3,710
	小計	154,745	54,864	145,918	47,512	8,826	7,352
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	187	340	202	374	△ 15	△ 34
	債券	200,857	297,169	208,468	316,909	△ 7,610	△ 19,740
	国債	43,344	62,463	47,995	71,907	△ 4,650	△ 9,443
	地方債	96,429	143,962	97,978	150,735	△ 1,548	△ 6,773
	社債	61,083	90,743	62,494	94,266	△ 1,411	△ 3,523
	その他	52,136	50,955	56,121	55,937	△ 3,985	△ 4,982
	小計	253,181	348,465	264,792	373,221	△ 11,610	△ 24,756
合計		407,926	403,330	410,711	420,733	△ 2,784	△ 17,403

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

● 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	
	2023年度	2024年度
子会社株式	40	40
非上場株式	40	40
組合出資金	829	986
合計	909	1,066

◎金銭の信託

● 運用目的の金銭の信託 該当はありません。

● 満期保有目的の金銭の信託 該当はありません。

● その他の金銭の信託 該当はありません。

◎デリバティブ取引 該当はありません。

退職給付会計

◎採用している退職給付制度の概要

当金庫で採用している退職給付制度は次のとおりです。

① 確定給付企業年金制度

② 確定拠出年金制度

なお、全国の信用金庫等により設立された、「全国信用金庫厚生年金基金」にも併せて加入しております。

● 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
退職給付債務 (A)	3,580,708	3,214,698
年金資産 (B)	5,429,709	5,019,838
前払年金費用 (C)	△ 1,472,102	△ 1,596,253
未認識過去勤務費用 (D)	－	－
未認識数理計算上の差異 (E)	△ 376,899	△ 208,887
退職給付引当金 (A－B－C－D－E)	－	－

● 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
勤務費用 (A)	192,188	181,400
利息費用 (B)	26,604	37,705
期待運用収益 (C)	△ 102,995	△ 108,594
過去勤務費用の費用処理額 (D)	－	－
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	25,288	△ 74,698
その他(臨時に支払った割増退職金等) (F)	－	－
退職給付費用計 (A+B+C+D+E+F)	141,085	35,813

(注)厚生年金基金および確定拠出年金に対する拠出額を控除しております。

● 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

	2023年度	2024年度
(1) 割引率	0.711%	1.053%
(2) 長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	5年	5年
	(その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5年	5年
	(各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から損益処理)	

自己資本の充実等に関する定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
2024年度は、当金庫が発行した普通出資942百万円がコア資本に係る基礎項目の額に算入されております。
※定性的な開示事項につきましては、単体分と連結分を一体化して表示しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は20.65%となり、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスクの分散が図られていると評価しております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識の上、厳正な与信判断を行っております。また、「貸出規程」において「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を整備しております。
信用リスクの評価につきましては、信用格付制度の導入や厳格な自己査定の実施をしております。また、信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク計測システムにて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しております。
信用リスク管理の状況については、統合リスク管理委員会や信用リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
貸倒引当金は、「資産査定取扱規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率によって算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。
◎(株)日本格付研究所(JCR) ◎ (株)格付投資情報センター(R&I) ◎S&Pグローバル・レーティング(S&P)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、自金庫預金担保、不動産担保、有価証券担保、保証などが該当します。融資の際、お取引先さまによっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さま・お取引先さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等があります。担保に関する手続きについては、金庫が定める担保事務取扱要領等により、適切な事務処理及び適正な評価を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合があります。一方、保証には国、中央政府及び保証会社の保証等があり、保証に関する信用度の評価については、当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替取引に係るリスクヘッジにお応えすることで、為替先物取引を派生商品取引として取扱っております。市場リスクへの対応は、外国為替取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形で管理をしております。
また、投資家として派生商品取引への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、「余資運用規程」に基づき適正な運用管理を行っております。
なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

マーケット・リスクに関する事項

当金庫は、マーケット・リスク相当額不算入特例を適用しております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクです。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクなどの幅広いリスクと考え、各リスクに管理体制や管理方針に関する基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。
また、オペレーショナル・リスク管理委員会等におきまして、協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
● オペレーショナル・リスク相当額の算定手法
当金庫は、基礎的手法を採用しております(2023年度計数)。
当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
なお、オペレーショナル・リスク相当額の算定に当たって、BIの算定から除外した事業部門およびILMの算定から除外した特殊損失は、該当ありません(2024年度計数)。

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等で投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。
また株式関連商品への投資は、証券化商品同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた運用・管理を行っております。
当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

1. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、金利リスクを市場リスクの一つとして定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢を整備しております。
また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book^(※1))については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。
(※1) IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフ・バランス取引に係る金利リスクをいいます。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下のとおりとしております。
1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE^(※2)並びにこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は4.08年です。
(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は10年です。
(3) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
当金庫では、コア預金内部モデルを使用して流動性預金の金利改定満期を割り当てています。コア預金とは、明確な期限がなく、随時払い出し可能な流動性預金のうち、長期間引き出されずに金融機関に滞留する預金を指します。当金庫では、個々の流動性預金残高や金利推移を基に、合理的にモデル化した内部モデルを用いてコア預金の推計を行っています。内部モデルでは、過去の流動性預金残高推移から流出額を算出し、ストレスを考慮した上で将来の残高推移を推計して満期を割り当てています。また、コア預金額については、過去の預金金利と市場金利との追従率から推計しています。
(4) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、考慮しておりません。
(5) 複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。
また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しております。
(6) スプレッドに関する前提
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。
(7) 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しています。コア預金内部モデルは過去の実績値から統計的に推計するため、定期的に推計値と実績値のバックテストを行いモデルの妥当性を検証しております。

(※2) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
(※3) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期より、コア預金の算出に内部モデルを使用し、金利リスクの算定を行っております。
(9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%以内に収まる水準となっており、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えられとされる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。

2. 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII^(※3)以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
(1) 金利ショックに関する説明
ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としております。
(2) 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しております。
具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR(満期保有については保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年。その他保有については保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠なども設定しており、半期毎に運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っております。
また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しております。

自己資本の充実等に関する開示事項

◎自己資本の構成に関する事項(単体)

(単位:百万円)		
項 目	2023年度	2024年度
(1)		
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	95,165	96,493
うち、出資金及び資本剰余金の額	970	942
うち、利益剰余金の額	94,240	95,589
うち、外部流出予定額(△)	28	27
うち、上記以外に該当するものの額	△ 17	△ 11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,911	1,662
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,911	1,662
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 97,076	98,155
(2)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	328	315
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	328	315
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	1,069	1,148
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 1,398	1,463
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 95,678	96,692
(3)		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	458,245	449,026
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除した得た額	22,832	19,134
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 481,077	468,161
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.88%	20.65%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◎自己資本の構成に関する事項(連結)

(単位:百万円)		
項 目	2023年度	2024年度
(1)		
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	95,286	96,400
うち、出資金及び資本剰余金の額	970	863
うち、利益剰余金の額	94,361	95,575
うち、外部流出予定額(△)	28	27
うち、上記以外に該当するものの額	△ 17	△ 11
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,911	1,662
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,911	1,662
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 97,197	98,062
(2)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	328	315
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	328	315
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	1,069	1,148
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。))に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。))に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 1,398	1,463
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 95,799	96,599
(3)		
リスクアセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	457,476	449,052
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,792	19,633
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 481,269	468,686
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.90%	20.61%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実等に関する定量的な開示事項

◎その他金融機関であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(連結)該当はありません。

◎自己資本の充実度に関する事項(単体)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	458,245	449,026	18,329	17,961
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	394,805	383,397	15,792	15,335
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	210	120	8	4
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	400	-	16	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	150	150	6	6
我が国の政府関係機関向け	214	224	8	8
地方三公社向け	499	593	19	23
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,645	37,069	1,305	1,482
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	132,029	129,531	5,281	5,181
中小企業等向け及び個人向け	109,782	-	4,391	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	39,196	-	1,567
抵当権付住宅ローン	15,428	-	617	-
不動産取得等事業向け	57,976	-	2,319	-
不動産関連向け	-	104,419	-	4,176
劣後債権及びその他資本性証券等	-	25,263	-	1,010
三月以上延滞等	508	-	20	-
延滞等向け	-	13,055	-	522
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	2,030	-	81
信用保証協会等による保証付	2,912	2,963	116	118
株式等	-	3,996	-	159
その他	42,045	24,780	1,681	991
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	63,440	65,629	2,537	2,625
ルック・スルー方式	63,085	62,412	2,523	2,496
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	354	3,217	14	128
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	22,832	19,134	913	765
B I	-	12,756	-	510
B I C	-	1,530	-	61
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	481,077	468,161	19,243	18,726

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等向け」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度)。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度)。
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

◎自己資本の充実度に関する事項(連結)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	457,476	449,052	18,299	17,962
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	394,036	383,423	15,761	15,336
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	210	120	8	4
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	400	-	16	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	150	150	6	6
我が国の政府関係機関向け	214	224	8	8
地方三公社向け	499	593	19	23
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,645	37,069	1,305	1,482
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	132,029	129,531	5,281	5,181
中小企業等向け及び個人向け	109,782	-	4,391	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	39,196	-	1,567
抵当権付住宅ローン	15,428	-	617	-
不動産取得等事業向け	57,976	-	2,319	-
不動産関連向け	-	104,419	-	4,176
劣後債権及びその他資本性証券等	-	25,263	-	1,010
三月以上延滞等	508	-	20	-
延滞等向け	-	13,055	-	522
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	2,030	-	81
信用保証協会等による保証付	2,912	2,963	116	118
株式等	-	3,996	-	159
その他	41,277	24,805	1,651	992
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	63,440	65,629	2,537	2,625
ルック・スルー方式	63,085	62,412	2,523	2,496
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	354	3,217	14	128
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	23,792	19,633	951	785
B I	-	13,089	-	523
B I C	-	1,570	-	62
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	481,269	468,686	19,250	18,747

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等向け」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度)。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度)。
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

◎信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)(単体・連結)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(単体)

エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
地域区分	業種区分	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国 内		1,035,002	1,071,256	473,174	491,960	336,645	347,629	－	－	1,057	17,772
国 外		34,882	35,296	－	－	34,882	33,896	－	－	－	－
地域別合計		1,069,885	1,106,552	473,174	491,960	371,528	381,525	－	－	1,057	17,772
製造業		67,855	76,720	37,676	38,725	28,469	36,098	－	－	125	2,519
農業、林業		1,613	1,647	1,613	1,647	－	－	－	－	0	393
漁業		380	495	380	495	－	－	－	－	－	12
鉱業、採石業、砂利採取業		41	30	24	12	－	－	－	－	－	－
建設業		47,812	51,230	44,688	47,203	2,925	3,828	－	－	151	1,209
電気、ガス・熱供給・水道業		14,876	16,205	1,533	1,511	13,230	14,536	－	－	－	－
情報通信業		6,170	6,389	1,324	1,373	4,404	4,605	－	－	－	38
運輸業、郵便業		18,852	20,913	11,869	11,876	6,898	8,908	－	－	－	382
卸売業、小売業		41,975	45,988	33,666	34,228	8,102	11,613	－	－	505	2,495
金融、保険業		182,034	191,212	30,646	31,118	44,918	44,920	－	－	－	3
不動産業		76,599	82,212	62,763	68,035	13,266	13,666	－	－	72	2,740
物品賃貸業		657	816	657	816	－	－	－	－	－	29
学術研究、専門・技術サービス業		8,424	8,367	8,424	8,367	－	－	－	－	5	324
宿泊業		18,670	18,444	18,670	18,444	－	－	－	－	－	2,672
飲食業		11,507	11,139	11,507	11,139	－	－	－	－	25	753
生活関連サービス業、娯楽業		8,957	9,331	7,954	8,116	1,003	1,201	－	－	55	341
教育、学習支援業		1,945	2,075	1,945	2,075	－	－	－	－	－	－
医療、福祉		16,728	16,065	16,728	16,065	－	－	－	－	－	1,241
その他のサービス		7,510	7,721	7,509	7,701	－	－	－	－	－	255
国・地方公共団体等		361,639	359,090	29,729	34,580	248,308	242,145	－	－	－	－
個人		143,860	148,424	143,860	148,424	－	－	－	－	116	2,358
その他		31,770	32,028	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計		1,069,885	1,106,552	473,174	491,960	371,528	381,525	－	－	1,057	17,772
1年以下		90,146	77,617	43,197	43,683	46,948	33,733	－	－		
1年超3年以下		147,194	150,107	30,679	43,893	54,515	43,013	－	－		
3年超5年以下		88,423	107,862	38,430	40,471	42,992	50,591	－	－		
5年超7年以下		91,364	97,162	52,093	48,046	38,271	48,015	－	－		
7年超10年以下		167,728	205,449	49,788	59,934	102,939	124,214	－	－		
10年超		339,190	336,467	255,929	253,610	83,260	79,356	－	－		
期間の定めのないもの		145,837	131,886	3,054	2,319	2,600	2,600	－	－		
残存期間別合計		1,069,885	1,106,552	473,174	491,960	371,528	381,525	－	－		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産、投資信託、その他の証券等です。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
7. 投資信託のうち、地域区分に分類することが困難なエクスポージャーは「国内」に含まれます。

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(連結)

エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
地域区分	業種区分	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国 内		1,034,234	1,071,282	473,174	491,960	336,645	347,629	－	－	1,057	17,772
国 外		34,882	35,296	－	－	34,882	33,896	－	－	－	－
地域別合計		1,069,116	1,106,578	473,174	491,960	371,528	381,525	－	－	1,057	17,772
製造業		67,855	76,720	37,676	38,725	28,469	36,098	－	－	125	2,519
農業、林業		1,613	1,647	1,613	1,647	－	－	－	－	0	393
漁業		380	495	380	495	－	－	－	－	－	12
鉱業、採石業、砂利採取業		41	30	24	12	－	－	－	－	－	－
建設業		47,812	51,230	44,688	47,203	2,925	3,828	－	－	151	1,209
電気・ガス・熱供給・水道業		14,876	16,205	1,533	1,511	13,230	14,536	－	－	－	－
情報通信業		6,170	6,389	1,324	1,373	4,404	4,605	－	－	－	38
運輸業、郵便業		18,852	20,913	11,869	11,876	6,898	8,908	－	－	－	382
卸売業、小売業		41,975	45,988	33,666	34,228	8,102	11,613	－	－	505	2,495
金融、保険業		182,034	191,212	30,646	31,118	44,918	44,920	－	－	－	3
不動産業		76,599	82,212	62,763	68,035	13,266	13,666	－	－	72	2,740
物品賃貸業		657	816	657	816	－	－	－	－	－	29
学術研究、専門・技術サービス業		8,424	8,367	8,424	8,367	－	－	－	－	5	324
宿泊業		18,670	18,444	18,670	18,444	－	－	－	－	－	2,672
飲食業		11,507	11,139	11,507	11,139	－	－	－	－	25	753
生活関連サービス業、娯楽業		8,957	9,331	7,954	8,116	1,003	1,201	－	－	55	341
教育、学習支援業		1,945	2,075	1,945	2,075	－	－	－	－	－	－
医療、福祉		16,728	16,065	16,728	16,065	－	－	－	－	－	1,241
その他のサービス		7,510	7,721	7,509	7,701	－	－	－	－	－	255
国・地方公共団体等		361,639	359,090	29,729	34,580	248,308	242,145	－	－	－	－
個人		143,860	148,424	143,860	148,424	－	－	－	－	116	2,358
その他		31,001	32,054	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計		1,069,116	1,106,578	473,174	491,960	371,528	381,525	－	－	1,057	17,772
1年以下		90,146	77,617	43,197	43,683	46,948	33,733	－	－		
1年超3年以下		147,194	150,107	30,679	43,893	54,515	43,013	－	－		
3年超5年以下		88,423	107,862	38,430	40,471	42,992	50,591	－	－		
5年超7年以下		91,364	97,162	52,093	48,046	38,271	48,015	－	－		
7年超10年以下		167,728	205,449	49,788	59,934	102,939	124,214	－	－		
10年超		339,190	336,467	255,929	253,610	83,260	79,356	－	－		
期間の定めのないもの		145,068	131,912	3,054	2,319	2,600	2,600	－	－		
残存期間別合計		1,069,116	1,106,578	473,174	491,960	371,528	381,525	－	－		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産、投資信託、その他の証券等です。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
7. 投資信託のうち、地域区分に分類することが困難なエクスポージャーは「国内」に含まれます。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(単体・連結)

17ページをご覧ください。

◎業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等(単体・連結)

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用	その他	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	894	849	849	903	19	－	874	849	849	903	－	－
農業、林業	0	0	0	263	－	－	0	0	0	263	－	－
漁業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	431	243	243	216	222	26	209	217	243	216	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	10	11	11	－	－	－	10	11	11	－	－	－
情報通信業	0	0	0	－	－	－	0	0	0	－	－	－
運輸業、郵便業	107	115	115	113	－	－	107	115	115	113	－	－
卸売業、小売業	1,057	915	915	879	25	27	1,031	887	915	879	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	217	340	340	330	－	17	217	322	340	330	－	－
物品賃貸業	5	5	5	5	－	－	5	5	5	5	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	11	14	14	141	－	－	11	14	14	141	－	－
宿泊業	1,038	1,015	1,015	1,537	8	0	1,030	1,015	1,015	1,537	－	－
飲食業	40	53	53	43	－	3	40	49	53	43	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	44	155	155	48	－	40	44	115	155	48	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	486	293	293	383	－	－	486	293	293	383	－	－
その他のサービス	9	16	16	15	－	7	9	8	16	15	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	71	103	103	119	2	－	68	103	103	119	－	－
合計	4,428	4,133	4,133	5,000	279	123	4,149	4,010	4,133	5,000	－	－

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 貸出金償却は、損益計算書の「貸出金償却」の額を計上しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳(単体・連結)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	9,303	－	9,303	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	158,976	－	158,976	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	401	－	401	－	120	30%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	191,890	－	191,890	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	2,137	－	2,137	－	150	7%
我が国の政府関係機関向け	7,184	－	7,184	－	224	3%
地方三公社向け	2,974	－	2,969	－	593	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	154,159	7,900	154,159	7,900	37,069	23%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	22,829	7,900	22,829	7,900	7,095	23%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	195,575	22,070	191,334	3,186	129,531	67%
(うち特定貸付債権向け)	3,907	－	3,907	－	1,082	28%
中堅中小企業等向け及び個人向け	60,434	55,415	56,340	4,387	39,196	65%
(うちトランザクター向け)	－	24,437	－	2,443	1,078	44%
不動産関連向け	189,234	－	187,012	－	104,419	56%
(うち自己居住用不動産等向け)	150,945	－	149,291	－	72,964	49%
(うち賃貸用不動産向け)	24,027	－	23,609	－	15,481	66%
(うち事業用不動産関連向け)	14,017	－	13,877	－	15,972	115%
(うちその他不動産関連向け)	－	－	－	－	－	－
(うちADC向け)	244	－	234	－	－	0%
劣後債権及びその他資本性証券等	17,891	－	17,891	－	25,263	141%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	10,162	466	9,918	111	13,055	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,493	－	2,481	－	2,030	82%
取立未済手形	186	－	186	－	37	20%
信用保証協会等による保証付	52,986	3,319	52,630	342	2,963	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	3,996	－	3,996	－	3,996	100%
合計					358,653	

(注)1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◎リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単体)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	388	398,504
10%	－	33,065
20%	46,204	122,468
35%	－	44,724
50%	54,429	35,791
75%	－	129,246
100%	15,866	183,958
150%	－	321
250%	－	4,915
1,250%	－	－
その他	－	－
合計	116,888	952,996

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(連結)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	388	398,504
10%	－	33,065
20%	46,204	122,468
35%	－	44,724
50%	54,429	35,791
75%	－	129,246
100%	15,866	183,189
150%	－	321
250%	－	4,915
1,250%	－	－
その他	－	－
合計	116,888	952,228

(単体・連結)

(単位:百万円)

	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	676,176	12,979	64.893	682,720
2. 40%～70%	163,330	23,618	10.100	164,905
3. 75%	67,734	29,476	11.725	65,715
4. 80%	－	－	－	－
5. 85%	86,530	16,666	15.224	85,969
6. 90%～100%	18,951	6,010	12.816	18,473
7. 105%～130%	11,230	－	－	11,172
8. 150%	27,123	420	20.836	26,875
9. 250%	8,912	－	－	8,912
10. 400%	－	－	－	－
11. 1250%	－	－	－	－
12. その他	－	－	－	－
合計	1,059,990	89,171	19.804	1,064,744

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度とは表記が異なります。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

◎標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの
区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(単体・連結)

(単位:百万円)

相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
現金	9,303	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	158,976	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	191,890	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	637	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	4,939	2,244	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	2,969	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	109,564	-	36,981	-	-	-	-	-	-	7,613	-	-	-
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	8,505	-	10,115	-	-	-	-	-	-	4,208	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	80	-	-	25,940	-	-	-	-	-	-	-	-	56,973	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	2,904	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	10,452	-	-	-	-	-	-	-	2,359	-	-	-	-
(うちトランザクター向け)	-	-	-	84	-	-	-	-	-	-	-	2,359	-	-	-	-
不動産関連向け	234	-	-	41,987	4,056	15,854	96	2,886	189	7,776	239	4,949	8,890	545	3,064	14
(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	41,987	4,056	11,960	96	-	189	7,776	-	-	8,890	-	-	14
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	3,893	-	2,886	-	-	239	4,949	-	545	3,064	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちA D C向け)	234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	107	-	-	-	-	-	-	-	-	1,521	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	564	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	186	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	23,337	29,635	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	389,500	33,380	-	191,874	4,056	52,836	96	2,886	189	7,776	239	7,308	75,199	545	3,064	14

相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,303
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158,976
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	401
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	191,890
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,137
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,184
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,969
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,900	162,059
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,900	30,729
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	11,098	-	85,969	-	-	14,458	-	-	-	-	-	-	-	-	194,521
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,907
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	47,486	-	-	-	-	429	-	-	-	-	-	-	-	-	60,727
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,443
不動産関連向け	70,756	7,131	-	-	1,011	-	-	4,433	6,375	363	-	6,154	-	-	-	187,012
(うち自己居住用不動産等向け)	68,819	5,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	149,291
(うち賃貸用不動産向け)	-	1,630	-	-	-	-	-	4,433	-	-	-	1,964	-	-	-	23,609
(うち事業用不動産関連向け)	1,936	-	-	-	1,011	-	-	-	6,375	363	-	4,189	-	-	-	13,877
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	234
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,975	4,915	-	-	17,891
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	656	-	-	-	-	7,744	-	-	-	10,030
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,917	-	-	-	-	-	-	-	-	2,481
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,972
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,996	-	-	3,996
合計	70,756	65,715	-	85,969	1,011	-	17,462	4,433	6,375	363	-	26,875	8,912	-	7,900	1,064,744

(注) 最終化されたパーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

◎信用リスク削減手法に関する事項(単体・連結)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	791	2,346	47,008	48,672	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

◎派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(単体・連結)

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式			
2023年度	2024年度		
カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式		
		担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を実施した後の与信相当額
		2023年度	2024年度
① 派生商品取引合計		-	-
(i) 外国為替関連取引		-	-
(ii) 金利関連取引		-	-
(iii) 株式関連取引		-	-
② 長期決済期間取引		-	-
合計		-	-

(注)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの裏付資産や裏付にある取引として計測された額は含まれておりません。

◎証券化エクスポージャーに関する事項(単体・連結)

定量的な開示事項については該当はありません。

◎マーケット・リスクに関する事項(単体・連結)

当金庫は、マーケット・リスク相当額不算入特例を適用しているため、定量的な開示事項については該当はありません。

◎出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項(単体・連結)

●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額		時 価	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
上場株式等	9,269	7,997	9,269	7,997
非上場株式等	5,473	5,473	5,473	5,473
合計	14,742	13,470	14,742	13,470

(注)1.「時価」は、当期末における市場価格等に基づいておりますが、「非上場株式等」は時価評価されていません。
2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除くため、投資信託等は含まれておりません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	503	322
売却損	-	22
償却	4	-

(注)投資信託の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは含んでおりません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	4,111	3,574

(注)1.その他有価証券のうち、株式の評価損益を計上しております。
2. 投資信託の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは含んでおりません。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	-	-

◎リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(単体・連結)

(単位:百万円)

		2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		63,381	59,223
マンドート方式を適用するエクスポージャー		-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		141	3,032
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		-	-

◎金利リスクに関する事項(単体・連結)

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク		2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,741	25,885	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	279	5
3	スティープ化	8,888	25,173		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,888	25,885	279	5
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	
8	自己資本の額	96,692		95,678	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 当金庫では、コア預金の算出に金融庁が定める保守的な前提を採用し、金利リスクの算定を行っております(2023年度計数)。
3. 当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用し、金利リスクの算定を行っております(2024年度計数)。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

【単体情報】

(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

- 金庫の概況及び組織に関する事項
 - 事業の組織.....2
 - 理事及び監事の氏名及び役職名.....2
 - 会計監査人の氏名又は名称.....10
 - 事務所の名称及び所在地.....[本誌]19～20
- 金庫の主要な事業の内容.....2
- 金庫の主要な事業に関する事項
 - 直近の事業年度における事業の概況.....[本誌]13
 - 直近の5事業年度における主要な事業の状況.....11
 - 経常収益
 - 経常利益又は経常損失
 - 当期純利益又は当期純損失
 - 出資総額及び出資総口数
 - 純資産額
 - 総資産額
 - 預金積金残高
 - 貸出金残高
 - 有価証券残高
 - 単体自己資本比率
 - 出資に対する配当金
 - 職員数
 - 直近の2事業年度における事業の状況
 - 主要な業務の状況を示す指標.....11～12
 - 預金に関する指標.....15
 - 貸出金等に関する指標.....12、16～17
 - 有価証券に関する指標.....12、18
- 金庫の事業の運営に関する事項
 - リスク管理の体制.....[本誌]17～18
 - 法令遵守の体制.....[本誌]16
 - 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況.....[本誌]5～8
 - 金融ADR制度への対応.....5
- 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
 - 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書.....7～10
 - 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額.....14
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - 危険債権
 - 三月以上延滞債権(貸出金のみ)
 - 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
 - 正常債権
 - 自己資本の充実の状況.....21～33
 - 自己資本の構成に関する事項
 - 定性的な開示事項
 - 定量的な開示事項
 - 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益.....19～20
 - 有価証券
 - 金銭の信託
 - 規則第102条第1項第5号に掲げる取引
 - 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額.....17
 - 貸出金償却の額.....17
 - 会計監査人の監査を受けている旨.....10
- 役職員の報酬に関する事項.....13

【連結情報】

(信用金庫法施行規則第133条等における規定)

- 金庫及びその子会社等の概況に関する事項
 - 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成.....13
 - 金庫の子会社等に関する事項.....13
- 金庫及びその子会社等の直近2連結会計年度における財産の状況.....13
 - 自己資本の充実の状況.....21～33
 - 自己資本の構成に関する事項
 - 定性的な開示事項
 - 定量的な開示事項

金融再生法に基づく債権の開示

- 金融再生法開示債権額.....14

任意開示項目

- 概況及び組織
 - 経営方針.....[本誌]1
 - 総代会制度.....3～4
 - 職員の状況.....2
 - 店舗外キャッシュコーナー.....[本誌]19～20
 - 会員数.....2
 - 経費の内訳.....12
 - 退職給付会計.....20
- 預金業務
 - 預金者別預金残高.....15
- 貸出業務
 - 消費者ローン・住宅ローン残高.....16
- その他業務
 - 代理貸付残高の内訳.....17
 - 内国為替取扱実績.....15
- 商品案内
 - 商品・サービスのご案内.....6
- その他
 - さんしんのあゆみ.....[本誌]21
 - その他のトピックス.....[本誌]5～12、22

